

# 令和元年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査実施要項

## 1 調査目的

本県児童生徒の体力・運動能力等の現状を明らかにし、体育・保健体育授業の工夫・改善のための基礎資料とするとともに、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題の検証に活用する。

また、児童生徒一人一人が体力・運動能力等に関心をもち、進んで自己の体力や能力に応じた体育的活動を実施するための動機づけとする。

## 2 調査期間

令和元年5月～7月

## 3 調査項目

### (1) 体力・運動能力に関する調査（新体力テスト）

小学校：1年～6年（6歳～11歳）	中学校：1年～3年（12歳～14歳） 高等学校：1年～4年（15歳～18歳）
① 握力	① 握力
② 上体起こし	② 上体起こし
③ 長座体前屈	③ 長座体前屈
④ 反復横とび	④ 反復横とび
⑤ 20mシャトルラン	⑤ 持久走（男子1500m・女子1000m） または20mシャトルラン
⑥ 50m走	⑥ 50m走
⑦ 立ち幅とび	⑦ 立ち幅とび
⑧ ソフトボール投げ	⑧ ハンドボール投げ

（注）年齢は4月1日現在

### (2) 生活習慣等に関する調査（質問紙）

① 運動部や地域スポーツクラブへの所属状況（スポーツ少年団を含みます） 運動部や地域スポーツクラブにはいっていますか。
② 運動・スポーツの実施状況（歩通学や外遊びは含むが、学校の体育の授業は含まない。） 運動やスポーツをどのくらいしていますか。
③ 1日の運動・スポーツ実施時間（歩通学や外遊びは含むが、学校の体育の授業は含まない。） 運動やスポーツをするときは、1日にどのくらいの時間しますか。
④ 朝食の有無：朝ご飯 朝食は食べますか。
⑤ 1日の睡眠時間
⑥ 1日のテレビの視聴時間（テレビゲーム、インターネットも含む） 1日にどのくらいテレビを見ますか。
⑦ 就寝：早寝 夜更かしをせず、時刻を決めて寝ていますか。
⑧ 起床：早起き 早起きを心がけ、時刻を決めて起きていますか。
⑨ 食事 好きをせず、残さず食べていますか。
⑩ 運動（体を動かす遊びを含む）への愛好度 運動やスポーツをすることは好きですか。
⑪ 1日の家庭学習時間（学習塾の時間は含む） 1日にどのくらい家庭学習をしていますか。
⑫ 6～11歳 小学校入学前の外遊びの状況 小学校入学前はどのくらい外で体を動かす遊びをしていましたか。
⑬ 12～18歳 ねばり強さ なんでも最後までやりとげたいと思いますか。
⑭ 学校生活の充実度 学校生活は楽しいですか。

#### 4 調査対象

- (1) 小学校（1年～6年）：全公立小学校（分校含む）・全児童（質問紙調査は4年生以上）
- (2) 中学校（1年～3年）：全公立中学校・全生徒
- (3) 高等学校（1年～4年）：全公立高等学校・全生徒（定時制を含む）

※ 調査は、全校種・全学年・全児童生徒・全項目の実施を原則とする。

ただし、校舎改築や運動場整備等の事情により、実施が困難な場合には、その項目を実施しないことができるものとするが、調査期間内に整備等が終了し、実施が可能となった場合には、調査を実施するものとする。

また、健康上実施が困難な児童生徒についても同様とするが、その場合においても、調査期間内に、健康が回復した場合には個別に調査を実施するものとする。

#### 5 調査結果の用紙等のダウンロード・入力について【結果報告業務の手順ver1.3 参照】

- (1) ダウンロード：教育行政用パソコンを使用し、Webページ（<http://oen.oita-ed.jp/tairyoku/>）から各校種のシート等をダウンロード。
- (2) 入力：2019年度の各校種のシートに入力。過去のシートでは提出不可能。

※ 小学校4年生以上が実施する生活習慣等に関する調査について、質問紙は、上記「各校種シート」を開き、下のタブから「アンケート用紙」を選択し、各学校で印刷して使用する。

※ 入力シート（エクセル）のマクロ等を改変しないこと。

#### 6 調査結果の提出

- (1) 対象：調査を実施した全ての学校・全ての児童生徒（特別支援学校は提出の必要はありません。）
- (2) 期間：令和元年7月1日（月）～令和元年8月30日（金）
- (3) 入力をしたエクセルシートを、「体力テスト結果報告業務手順ver1.3」を参照し、その中に示してある手順に従って提出。
- (4) 作業は、教育行政用パソコンを使用し、上記「平成31年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査」における結果入力について → <http://oen.oita-ed.jp/tairyoku/> から提出。

#### 7 その他

- (1) 新体力テストについては、新体力テスト実施要項に基づき実施すること。

実施上の一般的注意 【スポーツ庁「新体力テスト実施要項（6歳～11歳対象）」から一部抜粋】

- 1 テスト実施に当たっては、被測定者の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払う。特に、医師から運動を禁止または制限されている者はもちろん、当日身体の異常（発熱、倦怠感など）を訴える者には行わない。なお、1年生については、健康診断実施後に行う。
- 2 熱中症による事故を防ぐため、テストを実施する際は、「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とする。また、十分に水分補給ができるようにすることや、日よけを設けること、換気を十分に行うことなど適切な配慮をする。
- 3 テストは定められた方法のとおり正確に行う。また、低学年の場合は、あらかじめテスト運動に慣らしておくことが望ましい。
- 4 テスト前後には、適切な準備運動及び整理運動を行う。
- 5 テスト場の整備、器材の点検を行う。
- 6 テストの順序は定められてはいないが、20mシャトルラン（往復持久走）は最後に実施する。

- (2) 入力シート（集計ソフト）では、学校の平均値や体力・運動能力調査と生活習慣等調査のクロス集計、個人判定票を利用し、児童生徒の実態に応じた指導や体力の向上に活用すること。

- (3) 問い合わせ：【調査について】 体育保健課学校体育班 097-506-5639  
：【提出等操作について】 県教育委員会ヘルプデスク 097-506-5466(5467, 5468)

※教育行政用パソコンとは、人事管理システムやストレス診断システムが利用できるパソコン。  
(仮想システムでは、アクセス不可能。)